

BPO申し立てと裁判員制度

インパクト出版会・深田 卓

11月28日（水）

3時から衆議院第1議員会館にて記者会見。テレビ各社と新聞社が多数参加する。前日、放送倫理・番組向上機構（BPO）放送倫理検証委員会あてに、今年5月から9月にかけての光市事件裁判報道のうち特に悪質な「たかじんのそこまで言って委員会」「みのもんたの朝ズバッ！」「報道ステーション」など18番組に対して、著しい放送倫理逸脱が見られるとして申立書を提出した。申立人は浅野健一、鎌田慧、池田浩士、川村湊、野田正彰、安田好弘、山際永三さんら17名。私も申立人の一人である。

BPOというのはNHKと民放で作る放送界の自浄機関で、放送倫理検証委員会は、「虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合、その番組について放送倫理上問題があったか否かの審理を」行ない、「放送倫理上の問題点を『勧告』または『見解』としてとりまとめ、……公表する」。そして再発防止計画の提出を求めることができる。この委員会は今年5月に発足し、これまで「朝ズバッ！」不道家報道で初めて見解を公表している。

今回の申立書は、まず裁判の事実関係についての間違いや歪曲についていねいに指摘する。被告が一、二審で言ってなかったことを差し戻し控訴審で言っているという報道は虚偽である。弁護団が死刑廃止運動のために弁護をしているというのも虚偽で、死刑存置の人もいる。また事実関係を解明しようという正当な弁護活動を、1人の被害者遺族 対 21人の弁護団 という対立構造に矮小化して報じる。鑑定人の証言の一部を取り上げて非難したり、鑑定人を死刑廃止論者だと断定、鑑定人こと精神鑑定されるべきだ等と誹謗する。被告の元少年の服装や動作をことさら悪意をもって伝える。被害者と目が合わない目をそらしたといい、目を合わせれば睨みつけたという。声優や再現ドラマで裁判の内容を歪めて伝える。こうした虚偽の積み重ねは無知から出たものではない。裁判のたびに弁護団は記者会見で説明していたし、取材し傍聴していれば

分かることだ。確信犯的にねじ曲げて伝えるから悪質なのだ。

申立書は続いて、番組の制作姿勢と作為・演出過剰について、番組の不公平・アンフェアについて分析する。そして添付資料2（A4判67頁）として各番組個別の問題点を指摘していく。添付資料3は5月27日の「たかじんのそこまで言って委員会」、9月23日の「Theサンデー」の全発言を起こし、テロップを書き写し、カラー画像でテレビの画面を掲載し、テレビを見てなくてもえげつなさが分かるようになっている。2番組で46頁分ある。これを見ればBPOも取り上げないわけにはいかないだろう。この申立が、視聴率稼ぎのためセンセーショナルリズムに走るテレビ番組制作者への警鐘になればと思う。

光市裁判は最高裁から差し戻されたからといって死刑か無期かが争点なのではない。事実審理が認められた形で裁判が進行しており、事件そのものを洗い直しているのだ。しかし、メディアは一、二審での主張と違うと言って断罪し、被害者遺族になり代わって被告を絶対悪として描くことに腐心し、被告を一刻も早く殺せと主張する。

光市報道をこのまま座視できないのは二〇〇九年から実施される裁判員制度のもとでこうした報道が裁判の動向を左右しかねないからだ。しかし私の思いとは逆なところから、裁判員が報道に汚染されることを口実に事件報道・裁判報道を規制しようとして最高裁が動き出した。平木正洋最高裁統括参事官は、裁判員が予断を持って裁判に臨むことが懸念される6つのケースを挙げる。自白の有無や内容、生い立ち・対人関係、容疑者の弁解の不自然・不合理という指摘、DNA鑑定など容疑者の犯人性を示す証拠、前科・前歴、識者のコメントの6つの報道だ。事件報道が存立し得なくなるような主張だが、こういう規制論が堂々と登場できるほど、事件報道の腐敗がある。

被疑者は推定無罪だから予断と偏見を与えぬ為に報道規制すると言うのだが、これが起訴されれば九九・九%を有罪にする推定有罪路線をひた走る裁判所の言うことだろうか。

私はあらゆるメディア規制に反対だ。低劣なメディアは規制ではなく、読者や視聴者から顧みられずに自滅すればいいだけだと思っている。だが低劣なメディアには、お前は嘘を言っている、お前はゴミだと言い続けたいと思う。